

第十三回特別弔慰金 請求手続きのご案内

特別弔慰金は、今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等のご遺族に支給するものです。

支給内容

額面 27.5 万円、5 年償還の記名国債

請求期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

支給対象者

令和 7 年 4 月 1 日（基準日）時点で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

1. 令和 7 年 4 月 1 日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の（1）父母、（2）孫、（3）祖父母、（4）兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 上記 1～3 以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）
※戦没者等の死亡時まで引き続き 1 年以上の生計関係を有していた方に限ります。

留意事項

- ・特別弔慰金は、ご遺族を代表するお一人が受け取るものです。ご遺族間の調整は、記名国債を受け取った方が責任を持って行うことになります。
- ・請求期間を過ぎると請求できなくなりますので、ご注意ください。
- ・請求窓口の混雑が予想されますので、お時間に余裕を持ってご来庁されることをお勧めします。

お問い合わせ・請求窓口

藤里町民課 町民福祉係 ☎ 0185-79-2113

広告

スタッフ大募集

ホテルゆとりあ藤里・加工センターと一緒に働きませんか
年齢・経験不問！！ ご高齢の方も大活躍中！！

☆加工センター 正社員（委細面談）

☆ホテル接客係 正社員（委細面談・勤務はシフトによります）

☆ホテル接客係 10:30～14:00 17:00～20:00
時間給 970円（18:00～22:00は+別途手当）

☆ホテル調理補助係 10:00～13:30 17:00～19:30
時間給 970円（18:00～22:00は+別途手当）

勤務時間等はお気軽にご相談ください

(株) 藤里開発公社
☎ 0185-79-1104
担当: 総務課 佐藤